

熊谷市監査委員公告第6号

令和3年度選挙管理委員会事務局定期監査の結果に基づき、選挙管理委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和4年5月26日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

令和3年度選挙管理委員会事務局

定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
1 収入事務 指摘事項なし	
2 支出事務 指摘事項なし	
3 契約事務 (1) 随意契約の際、起案書にその理由と根拠条項が記載されていないものがあつた。熊谷市文書管理規程第14条第4項に基づき適正な事務処理を行うべきである。	3 契約事務 (1) 熊谷市文書管理規程に基づき記入漏れ等無いよう、適正な事務処理を徹底する。
4 補助金 指摘事項なし	
5 財産管理 (1) 備品登録漏れがあつた。熊谷市物品管理規則第17条第1項及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。	5 財産管理 (1) 指摘のあつた備品については登録処理を行った。熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。
6 その他 指摘事項なし	